

企画競争説明書

業務名称： モルディブ国気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト

調達管理番号： 21a00415

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月28日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月28日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モルディブ国気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月中旬～2025年10月中旬

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年10月～2022年7月

第2期：2022年7月～2025年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

第2期の契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の第2期の履行期間を想定したものであり、履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末：履行期間開始日から2022年2月25日までの業務を対象

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム(監督職員：同チームの課長)

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ 本件については、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。プレゼンテーション資料はプロポーザルとは別のファイルにしてください

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。

なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ。プロポーザルとは分けて別のファイルにしてください。)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費 (航空賃)

- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

機材費

本邦研修に係る経費

現地再委託経費

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 MVR1=7.27116 円

b) US\$ 1 =110.552 円

c) EUR 1 =131.632 円

- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 6) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／地域開発計画

b) 海岸保全計画／統合沿岸域管理（ICZM）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約21.5人月(P/M: Person Month)

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月13日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：海岸災害対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／地域開発計画

➤ 海岸保全計画／統合沿岸域管理（ICZM）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地域開発計画）】

a) 類似業務経験の分野：地域開発計画に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モルディブ国及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 海岸保全計画／統合沿岸域管理（ICZM）】

- a) 類似業務経験の分野：海岸保全に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モルディブ国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域開発計画</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>海岸保全計画/統合沿岸域管理 (ICZM)</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年9月3日（金）14：00～

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「モルディブ国気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

モルディブは、スリランカ南西のインド洋に位置し、90,000平方キロメートルの範囲の26の環礁及び約1,200の島々から構成される。このうち、モルディブ国民が生活する島（以下、「住民島」という。）が188島存在する。モルディブの国土は環礁の縁にサンゴ砂礫が波で打ち上げられて形成されたものであるため、標高が平均水面から1～2m程度で低平かつ狭隘な土地であり、ほとんどの居住地や重要インフラは、海岸近くに位置することから、海岸ハザードに対する脆弱性が高い。モルディブでは、1980年代より住民島を中心に海岸侵食が健在化してきており、2014年時点においては、188の住民島のうち、海岸侵食が生じている島が116島のほり、このうちの38%は深刻な海岸侵食状況にあることが報告されている（State of the Environment（2016）、Ministry of Environment and Energy）。現在海岸侵食問題が生じていない海岸においても、今後の気候変動に伴う海面上昇や海岸に到達する波力の増大による海岸侵食の発生が予想される。また既に海岸侵食が進行しつつある海岸においては、気候変動の影響による更なる海岸侵食の加速化が生じると考えられる。上述の自然条件と合わせて、沿岸域における港建設とそれに伴うリーフ上の航路掘削、埋め立て、リーフ内外及び海岸域からのサンゴ砂礫の採掘、不適切な海岸施設の構築、住居エリア拡大等の開発を通じた人為的地形改変は、自然の防波機能や排水機能を低下させ、海岸侵食を助長している。さらに、これら気候変動や人為的要因によるハザードの増大は、沿岸域の生態系破壊のみならず、水産業への影響や、洪水・海面上昇に伴う土壌・植生悪化による水資源への影響等をも引き起こし、経済活動への大きなダメージを生じ得る。

こうした状況下、モルディブ政府は「戦略的行動計画（2019～2023）」において、「強靱なコミュニティ」を重点課題の一つに据え、気候変動を考慮した災害リスク管理及び計画の策定を目標に掲げている。また、沿岸管理に関連する具体的な規制として、土地利用計画を策定・運用している。ところが、住民島では、土地利用計画で設定されている海岸域のバッファゾーン内に、既に施設や住居が存在する場合もあり、厳格な規制は行われていない。加えて、住民島における沿岸域での開発に伴う海岸環境への影響や、海岸環境と共存した開発のあり方に関する認識・戦略が不足しているとともに、これまで長年維持されてきたリーフや海岸の防護機能の維持に必要な沿岸域管理体制の整備はなされていないのが現状である。ついては、周辺域の基礎的な波浪観測体制と、沿岸域の形状や土地利用状況のモニタリング体制を整備し、それらの解析を踏まえた地域開発・防災にかかる計画を策定し、それに基づく住民島の整備・管理施策の実施を通じ今後の気候変動に対する長期的かつ持続的な島の強靱化を図っていくことが急務である。

本事業は「緑の気候基金」(Green Climate Fund。以下、「GCF」という。)受託事業“Building Climate Resilient Safer Islands in the Maldives”(以下、「GCF事業」という。)の一部 Component (JICA コファイナンス事業) を担うものである(右受託事業は2021年7月1日の第29回 GCF 理事会にて承認済)。GCF 事業では、①総合沿岸域管理(Integrated Coastal Zone Management, ICZM)計画の構築と計画策定、②海岸保全・防護対策の実施、③災害時の情報伝達システムの整備、④気候変動に係る基礎情報・データの収集及び共有システムの整備、の四つを実施することになっており、②の詳細設計及び工事については GCF 受託資金で実施される予定である。また、③については、現在実施中の無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」及び技術協力「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」を通じて、地上デジタル放送網の整備とそれを通じた緊急警報放送システムの運用制度構築が行われることとなる。一方、本事業は、①の ICZM の構築と計画策定、②の海岸保全・防護対策の実施に向けた基本設計等と海岸維持管理の実施及び管理体制構築、④気候変動に係る基礎情報・データの収集及び共有システムの整備を行い、モルディブの海岸保全・管理体制の整備・強化に寄与するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト

Project for Safe and Resilient Islands against Climate Change and Disaster

(2) 上位目標

モルディブ国における気候変動影響も踏まえた海岸保全対策が実施され、気候変動に対する国土の強靱性および安全性が高まる。

(3) プロジェクト目標

気候変動影響も踏まえた海岸保全対策の実施に対する関係機関職員の能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果1 ICZM の国レベルの基本方針および対象住民島の具体的施策の策定にかかる関連機関の連携が強化される。

成果2 ICZM 計画に基づき対象住民島における地域主導型の海岸維持管理体制が構築される。

成果3 対象住民島において、長期的な波浪、海浜、サンゴ礁および土地利用に対するモニタリングシステムが構築され、関係機関による運用能力向上が図られる。

(5) 活動の概要

活動 1 - 1 : 住民島の海岸状況に関するインベントリー調査を実施する。

活動 1 - 2 : 国レベルでの ICZM の基本方針を検討する。

活動 1 - 3 : ICZM の基本方針に基づき、対象住民島 (Laamu 環礁 Gan 島・Fonadhoo 島) での ICZM 計画 (海岸保全計画、リーフ環境計画、土砂管理計画、土地利用計画) を検討する。

活動 1 - 4 : ICZM の基本方針に基づき、対象住民島 (Laamu 環礁 Maamendhoo 島・Fonadhoo 島・Gan 島・Ishdhoo 島、Addu 環礁 Meedhoo 島) における海岸保全対策の基本設計 (概略工費算出含む) の実施及び環境影響評価関連の調査・検討を実施する。

活動 1 - 5 : ICZM に関する能力向上及び ICZM の国内の水平展開を図るためのセミナーを開催する。

活動 2 - 1 : 対象住民島 (Laamu 環礁 Maamendhoo 島・Fonadhoo 島・Gan 島・Ishdhoo 島、Addu 環礁 Meedhoo 島) において、順応的管理構築に向けた具体的取り組み方法・体制・運営に関する検討を行い、関係者間の合意形成を図る。

活動 2 - 2 : 対象住民島において、地域主導型海岸管理の構築に向けた具体的取り組み方法・体制・運営に関する検討を行い、関係者間の合意形成を図る。

活動 2 - 3 : 対象住民島において、海岸維持管理に関わる住民教育、広報活動を実施する。

活動 3 - 1 : 波浪観測システムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営・モニタリング体制の確立を行う。

活動 3 - 2 : 衛星画像および UAV 技術を活用した、海岸・リーフ・土地利用モニタリングシステムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営体制の確立を行う。

(6) 対象地域

ICZM は基本方針を策定するものであり、モルディブ国全土を対象とするが、その他の各事業のパイロットサイトは以下の通り。

- ・モルディブ国 Laamu 環礁 Gan 島および Fonadhoo 島 (成果 1 活動 1 - 3 のケーススタディの実施)
- ・モルディブ国 Addu 環礁の Meedhoo 島、Laamu 環礁 Gan 島、Ishdhoo 島、Maamendhoo 島および Fonadhoo 島 (成果 1 活動 1 - 4 の基本設計等の策定、成果 2 の海岸維持管理体制構築)
- ・モルディブ国 Hanimaadhoo、Male、Addu 環礁 Gan 島 (成果 3 の長期的な波浪、海浜、サンゴ礁および土地利用に対するモニタリングシステム構築)

(7) 関係官庁・機関

- ① カウンターパート (C/P) 機関 : モルディブ国環境・気候変動・技術省 (Ministry of Environment, Climate Change and Technology, MECCT)

② その他関係機関：

成果1、2：国家計画・住宅・インフラ省（Ministry of National Planning, Housing and Infrastructure, MNPI）、環境保護庁（Environmental Protection Agency）、地方政府庁（Local Government Authority, LGA）、災害管理庁（National Disaster Management Agency, NDMA）、Laamu 環礁評議会（Laamu Atoll Council）、Addu 環礁評議会（Addu Atoll Council）、モルディブ気象局（Maldives Meteorological Service, MMS）

成果3：モルディブ気象局（MMS）、地方政府庁（LGA）、災害管理庁（NDMA）

（8）プロジェクト期間

2021年10月～2025年10月を予定（計48カ月）

第4条 業務の目的

「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

（1）本業務は、2021年7月14日署名R/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

（2）また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がモルディブ国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

（3）受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、モルディブ国側関係者に説明・協議のうえ、JICAに提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）業務の期分け

本プロジェクトについては、主な活動内容を鑑み、以下の2つの期間に分けて実施する。

・第1期：2021年10月～2022年7月（9か月）

・第2期：2022年7月～2025年10月（39か月）

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

（2）段階的な計画策定によるプロジェクトの実施

本プロジェクトは、二段階計画策定方式を適用している。即ち、現時点でR/Dによ

プロジェクトの基本計画が確定しており、この段階で迅速に協力を開始する。開始後に詳細計画を策定し、R/Dの改訂（PDM及びPOの改訂を含む）にかかるミニッツについてモルディブ側と合意・署名する。ミニッツ署名後に改訂後のPDM及びPOに従い本格活動を開始する。受注者は、詳細計画策定調査段階において、必要な情報の収集、各活動の具体的な内容と範囲にかかるC/Pとの協議、関係機関の事業への関わり方とその内容に関する各機関との調整を行い、業務開始後9ヶ月以内に詳細計画策定調査報告書を作成し、JICA本部へ提出する。なお、詳細計画策定調査にあたっては、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の指標の検討も行う。具体的な業務内容については、第7条 業務の内容（3）を参照すること。

（3）GCF事業との関係性

上記第2条. の通り、本事業は、GCF事業”Building Climate Resilient Safer Islands in the Maldives”の一部Component（JICAコファイナンス事業）を担うものである。同事業の構成及び本事業との関係は以下の通りである。

GCF			JICA事業
Component	Activity	Finance	対応する成果・活動
Component 1 Establishment of the Integrated Coastal Zone Management		JICA co-finance	成果1 活動1-1, 1-2, 1-3, 1-5
Component 2 Implementation of Coastal Conservation/Protection Measures against Coastal Disasters	2.1 Detailed design of coastal conservation measures and capacity development of stakeholders	GCF, JICA	成果1 活動1-4（詳細調査、基本設計、環境社会配慮調査及びEIA公開手続き支援、入札図書準備支援）
	2.2 Implementation of coastal conservation/protection measures	GCF, GoM	
	2.3 Implementation of beach maintenance, establishment of structure and capacity development of stakeholders	GCF, JICA	
Component 3: Development of Disaster Warning and Information Dissemination		JICA co-finance	JICA「地上デジタルテレビ放送網整備計画」(無償資金協力)、「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」(技術協力)で実施中
Component 4: Development of Basic Data Collection and Sharing		JICA co-finance	成果3
Component 5: Project management Component		GCF, JICA, GoM	別途単独型の実施促進専門家を派遣予定

GCF事業のComponent 2の詳細設計及び工事についてはGCF受託資金もしくはモルディブ政府資金で実施される予定である。また、Component 3については、現在実施中の無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」及び技術協力「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」を通じて、地上デジタル放送網の整備とそれを通じた緊急警報放送システムの運用制度構築が行われることとなる。一方、本事業では、Component 1のICZMの構築と計画策定（本事業の成果1）、Component 2の海岸保全・防護対策の実施に向けた詳細調査、基本設計、環境社会配慮調査及びEIA公開手続き支援、入札図書準備支援（本事業の成果1の活動1－4）、海岸維持管理の実施及び管理体制構築（本事業の成果2）、Component 4の気候変動に係る基礎情報・データの収集及び共有システムの整備（本事業の成果3）を行うこととなる。については、GCF受託事業のFunding Proposal（FP）についても内容を確認し、同事業との協調を図る必要がある。

また、本事業は、2025年10月までを想定するが、GCF事業自体は2028年6月（End term Evaluation含めて2028年12月）まで継続される予定である。については、2023年第三四半期～第四四半期の段階で、2025年10月以降にC/Pに対してJICAから必要と考えられる投入について検討し、JICA本部及びJICAモルディブ支所と相談を行う必要がある。

（4）国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

本事業の枠組は、持続可能な開発及び防災に関する国際枠組やモルディブ国の国家戦略計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。モルディブ国政府は「戦略的行動計画（2019～2023）」において「強靱なコミュニティ」を重点課題の1つに据え、気候変動を考慮した災害リスク管理及び計画の策定を目標に掲げている。また、これらプロジェクトの活動を通じ、仙台防災枠組のターゲット（a）～（d）の人的被害や経済被害の削減に資することが期待される。よって、受注者はこれらの関連枠組及び政策等の内容や最新動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

（5）プロジェクトの実施体制

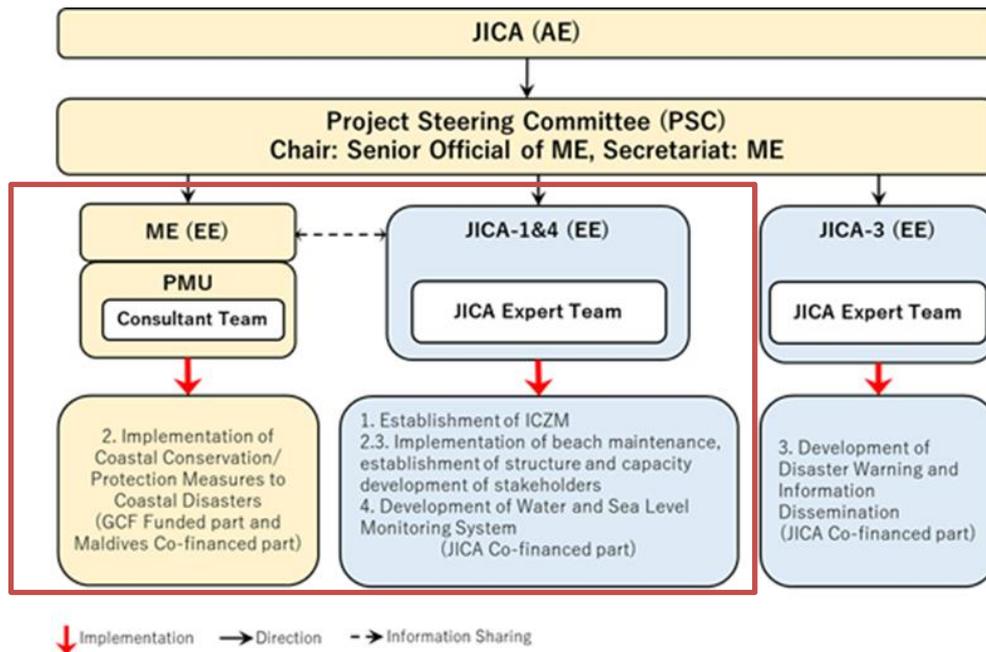
① モルディブ側の連携体制の構築とオーナーシップ醸成

本事業のC/PはMECCTであるが、ICZMのガイドライン策定や実施、海岸保全・防護対策とモニタリング、波浪モニタリングに際しては、関係機関との連携が重要である。そのため、関係機関が連携してプロジェクトを実施できるよう、受注者はプロジェクト期間を通じて積極的に関係機関に対して働きかけを行うこと。また、自立発展性を確保するためには、関係機関のオーナーシップが重要となることから、受注者は、モルディブ側のオーナーシップを尊重し、プロジェクトを実施すること。

② GCFの実施体制と本事業のProject Teamの関係

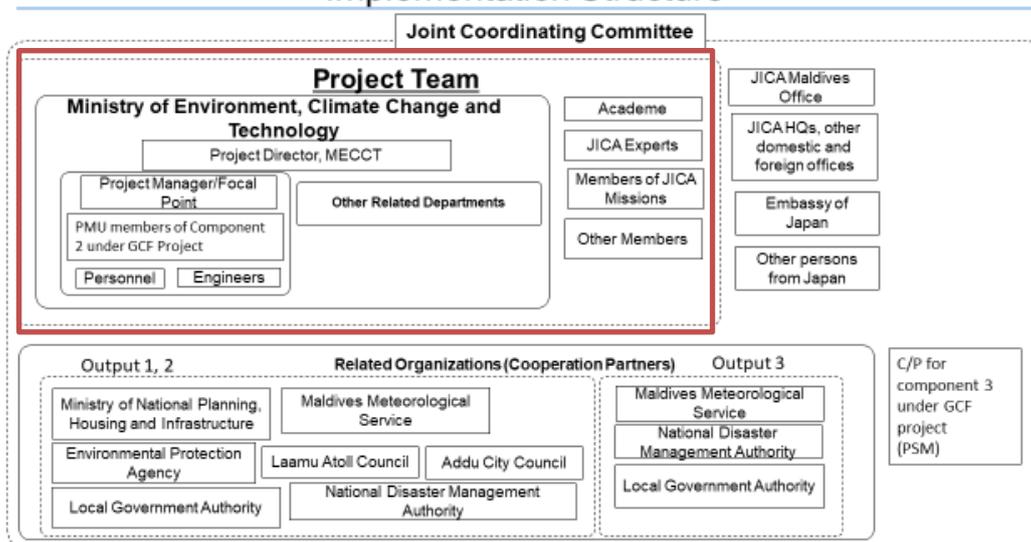
GCF事業の実施体制と本事業のProject Teamの関係は以下の通りとなっている。GCF事業全体を、MECCTが統括するProject Steering Committee（PSC）が管轄することになっており、これが本事業の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee, JCC）に相当する。GCF事業のComponent 2（海岸保全・防護対策の実施にかかる詳細設計及び施工）については、さらにその下にProject Management Unit（PMU）が設置される。なお、PMUのメンバーはGCF事業本体が開始される2022年以降に参画し、モルディブ側がGCF受託資金で調達する4名のローカルコンサルタント（Project Manager、Social Environment and Gender Officer、Knowledge Management Officer、Procurement/Contract Manager）及び4名のローカルスタッフ（Accountant、Office Administrator、Secretary、Document Controller）、JICA側がGCF受託資金で調達するTechnical Adviser、Senior Procurement Adviserの計10名である。加えて、以下③に記載の実施促進・モニタリング専門家により、GCF受託事業と他コンポーネントの間の連携・調整がなされる。

本事業の受注者は、JICA-1&4に記載される業務を担うことになるが、GCF事業のComponent 2のPMUや、Component 3の無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」及び技術協力「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」のコンサルタント、C/P（公共サービスメディア、Public Service Media, PSM）との協力体制の構築が不可欠である。



本事業のProject Teamは、赤枠で囲われている箇所を想定する。PMUはProject Teamに内包され、特にGCF事業のComponent2に関する事業について、協働して本事業を進めていくこととなる。受注者は、同MECCT及びJICAによるPMUメンバー調達時のTOR作成を支援すること。

Implementation Structure



③ 実施促進・モニタリング専門家との連携

GCF事業のPMUの支援のためGCF事業の実施促進・モニタリングを担当する個別専門家1名を別に派遣予定である（2021年11月～2025年9月、短期シャトル型、本業務とは別に契約の予定）。同専門家は主にGCF受託事業と他コンポーネントの間の連携・調整を行う。受注者は、同専門家との連携・調整しつつ業務を実施していくこと。

（6）ICZMの基本方針及び計画策定に際してのモルディブ国の既存の枠組活用

ICZMの基本方針を作るにあたっては、同理念に基づく海岸管理を実現化していくため、まずはモルディブの既存の法律、制度、政治、慣習、行動などを十分に踏まえ

て、内容を検討する必要がある。その上で、既存の枠組への追記修正についても、可能性を検討する。中央政府が定めたものをどの程度、地方（環礁や島）が順守するのか、どのようにすれば順守されるのか、という点の検討も必要である。

（7）ICZM計画に基づく防災投資の促進

本事業には、ICZM計画の策定が含まれるが、その計画策定のみが目的ではなく、その計画の実行・実施を通じた防災投資の促進も期待される。関係機関と協議の上、行政部門が優先的に取り組むべき事業を重点的に設定し、予算措置にかかる留意事項についても留意しつつ、ICZMの実施に向けた支援を行うこと。上記（6）にも関連するが、中央－地方の関係上、ICZMの基本方針を定めれば他の環礁や島が追従するとも限らず、ICZM計画の他環礁や島への展開に向けて、中央機関だけではなく、LGA等の地方行政のアクターの巻き込みが肝要となる。

（8）パイロット事業の実施

本事業では、成果1の活動1-3、1-4、成果2、成果3において、具体的な対象地が設定されている。同パイロット事業については、事業そのものが対象コミュニティにおいて大きな投入となることから、当該コミュニティにおいて、十分な合意形成を経て、コミュニティのオーナーシップを確保したうえで実施すること。また、事業の水平展開を見越し、事業開始の段階からLGA等を巻き込み、事業を推進すること。

（9）海岸浸食メカニズム理解の涵養促進

モルディブにおける海岸で生じている課題に対し、MECCTを中心とする環境保全的な海岸保全の取組はされているが、環境影響を考慮した開発事業の実施は充分なされていないのが現状である。海岸侵食・災害の課題に対しては、物理的なメカニズムを理解し対策を講じることや開発事業に当たり悪影響を与えないような計画・設計とする必要性と、社会秩序といった民間側のことも考慮に入れつつ法制度・執行や関係機関の責任範囲といった仕組みの構築も必要である。本事業では、MECCT及びMNPI等の関係機関の中に、物理的なメカニズムを理解し対策を検討するための体制及び知見を蓄積することが肝要である。そのため、MECCT及びMNPIやその他関連する機関のコア人材を設定し、彼らに対して、海岸を知るための基礎的素養、全国の海岸対策からどの地域を優先的に取り組むべきかの検討方法、個別事業における便益の検討方法について、専門的観点から技術的支援を行うことが期待される。

（10）民間事業者との連携方法の検討

モルディブにおいて海岸保全・開発を行う民間事業者は、基本的に観光などの商業目的に事業を行っているため、事業対象域の海岸維持管理に注目しており、当該事業による周辺地域への環境影響を充分考慮できていない。については、ICZMの策定に際しては、民間事業者や当該セクター関係者との協議を通じて、商業セクターにおいても環境影響を考慮したICZMの実施が促されるよう、体制づくりを行う必要がある。

一方で、民間事業者も、海岸維持管理を実施しているため、当該部門において、海岸維持管理手法の共有（浚渫船の共有）等、他公的事業や民間事業者との連携の可能性について検討すること。

（11）海岸浸食・保全対策事業関係者とのネットワーク構築

持続的な海岸浸食・保全の課題解決のためには、モルディブ側が自ら継続的に海岸浸食・保全にかかる情報を入手できる体制を構築することが肝要である。については、

JICAが行う海岸浸食対策事業関係者（日本国内の研究機関、当該分野の研修員等）とのネットワークを活用し、右体制の構築を検討すること。

また、海岸浸食・保全にかかる知見蓄積の観点から、モルディブ国内の研究機関との協働も肝要である。モルディブ国立大学の環境管理プログラムとの連携を図り、必要に応じた情報共有が期待される。

（１２）ジェンダー配慮

本事業は、ジェンダーに十分配慮した活動を行うこととする。モルディブでは、女性の就業率が低く、意思決定の場における女性の数が少ない。また、海岸の清掃活動等は女性の仕事と見做されている。GCF受託事業においてもStakeholder consultationにおける女性の参画者数を設定しているため、これらのベースラインの設定及び情報収集に努めるとともに、Women Development Committeeとの協働のもと、Stakeholder consultationへの女性参画の促進や、海岸の清掃活動における男性の参画を促していくこと。（公開資料FP Annex8参照）

（１３）環境社会配慮

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下「JICA環境ガイドライン」という）に照らして、本事業は、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されたため、環境カテゴリBに分類されている。ついては、本事業の詳細計画策定調査の段階において環境社会配慮分析（重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を含む）を実施する。

加えて、GCF受託事業においても環境カテゴリBに分類されていることから、本事業の詳細計画策定調査の段階において、モルディブ側のESIA策定の支援を行う。

（１４）プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、受注者は事業成果の発現に向け、先方実施機関及びJICAと協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

また、本事業実施中にモルディブで自然災害が発生した場合、実施機関が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、各機関の対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、モルディブにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

受注者は、プロジェクトの方向性について適宜JICAに提言を行うこと。JICAは、これら提言を検討し、モルディブ側C/P機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

② JICAのMonitoring Sheetの作成・活用

本事業では、JICA専門家チーム及びC/Pによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のMonitoring Sheet様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにてVer. 1をJICAと確認し、その後第一回合同調整委員会（Joint Coordinating

Committee。以下「JCC」) 時にC/Pと協議を行い、合意する。

案件開始後は、6か月ごとの定期的なモニタリング（PDM達成状況、PO進捗、実施上の課題の確認、等）をC/Pと合同で行い、JICAモルディブ支所に提出すること。Monitoring Sheetに定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナー（UNDRR、UNDP等）の防災関連事業の進捗状況を含むこと。

なお、GCF受託事業においても、GCF事務局に対してモニタリング結果の報告が義務付けられている（Inception Report（GCF事業開始3か月以内）、Annual Performance Report（年1回、GCF事業開始以降。財務状況報告を兼ねる））。GCF事業のPMU及び実施機関による各種報告書の作成支援を行うこと。また、PMU及び実施機関の負担を考慮し、GCF受託事業全体にかかるGCFへのAnnual Performance ReportとMonitoring Sheetの内容のすり合わせを行い、各種報告書作成の効率化を図ること。

③ JCC への協力

本事業では、活動スケジュール、投入スケジュール、C/Pの配置等、基本計画の詳細について協議するJCCを、少なくとも年に2回は実施することがR/D本文に記載されている。JCCは日本・モルディブ双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring SheetをJCCの基本文書として活用すること。受注者はJCCの開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/PやJICAへ提供する、JCCのMinute of Meeting案のドラフトを作成するとともに、C/Pによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がモルディブ側関係者と一緒に議論し、必要に応じてJICAへ報告相談を行う。

JICAは、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

⑤ ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。また、GCF受託事業においても、複数の指標を設定していることから、これらのベースラインの設定及び把握にも努める。（公開資料FP Annex11、ジェンダー関連指標については、FP Annex8を参照）

(15) 本邦研修の実施

本事業では、技術移転の一環として、C/Pが日本の海岸工学や海岸保全について学ぶため、課題別研修「島嶼国における持続性の高い海岸保全対策」への参加を想定し

ている。本業務では、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、JICAモルディブ支所及びモルディブ政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、研修参加者の人選、必要書類の取付等、研修員受入に関する支援・調整を行うこと。

(16) 機材供与

本事業の成果3に関連し、「活動3-1 波浪観測システムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営・モニタリング体制の確立を行う。」「活動3-2 衛星画像およびUAV技術を活用した、海岸・リーフ・土地利用モニタリングシステムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営体制の確立を行う。」それぞれの活動に必要な機材調達を予定している。

本業務の実施にあたり、以下機材の購入・輸送費を別見積として計上すること。

No.	機材名	数量
1	衛星画像	1
2	衛星画像解析ソフト	1
3	ドローン	2
4	3D解析ソフト	1

別途、波高・波向計（データ伝送・解析ソフト含む）をJICAにて本邦調達予定である。受注者は、本プロジェクトにおいてJICAによる右機材の調達にかかる支援（仕様書作成、参考銘柄の調査等）を行うこと。また、波高・波向計の衛星通信費（プロジェクト期間中の4年間分）を見積書の一般業務費に計上すること。

上記以外で必要と判断される機材についてはプロポーザルで提案すること。（ソフトウェアについては、ライセンス更新も含めた価格や仕様を検討し、提案すること）。なお、購入する全ての機材等は、受注者が購入、持参し、本業務終了後は、MECCTへの譲渡を予定している。受注者は必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については品目ごとに見積価格を分けて提示すること。

受注者による調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」(2017年6月)に従い、受注者はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港などの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する機材について、受注者は外国為替及び外国為替法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者が当該国に持ち込み本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(17) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、受注者はJICA、C/Pと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバル

プラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2022年に防災グローバルプラットフォーム、アジア地域防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してモルディブ側C/P及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。

(18) プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICAに報告すること。

(19) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、モルディブと日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案し、必要な費用については本見積書に含めること。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をモルディブ国内に広く認識してもらうため、JICAモルディブ支所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

本事業では、C/P以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、実施機関の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐりに、JICA技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上JICAへ進捗を報告すること。また、ODA見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真をJICAに対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で利用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とモルディブ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICAに帰属するものとする。

（20）他スキーム・他援助機関や国際機関との情報共有・連携

上述の通り、本事業はGCF受託事業の一環として実施されるものであり、GCF事務局との連携が肝要となる。加えて、実施中のGCF受託事業Component 3である無償、技プロでは、モルディブ国における緊急警報放送システム（Early Warning Broadcasting System, EWBS）の構築が行われており、本事業で策定されるICZM計画との整合や、波浪モニタリングの成果のEWBSにおける活用等が見込まれるため、当該事業の受注者と情報共有・意見交換を行う。

モルディブにおいて実施済の地球環境ファシリティ（Global Environment Facility : GEF）事業” Integrating Climate Change Risks into Resilient Island Planning in the Maldives”（2009～2015）において、気候変動影響を考慮した土地利用計画や沿岸開発計画が検討された。本事業では、それらの計画を踏まえつつ、持続的な沿岸域の強靱化の実現化に向けた総合沿岸域管理の計画策定と、具体的取り組みの実現化を図る。また、海象データモニタリングについては、ハワイ大学Sea Level Centerの支援の下、モルディブ気象局（MMS）による海水位のモニタリングが3地点で行われている。本事業は、その運用体制を活用しつつ、沿岸災害ハザードとして最も重要な波浪の長期モニタリングシステムの構築とその運用を図る。

また、JICAは、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRRが行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（4）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際にはUNDRRの本部（在ジュネーブ）又はアジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、C/Pがモルディブ国内においてUNDRRを招聘するイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICAが本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICAに情報提供相談すること。

（21）COVID-19の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たってCOVID-19の影響により、R/DのAnnex 3 Plan of Operation の通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/Pとは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。上記を踏まえて遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にC/Pの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。また、

詳細な業務内容については、公開資料の GCF 事業“Building Climate Resilient Safer Islands in the Maldives”の FP Annex2 Chapter8 に記載されている事業概要のうち、GCF 事業 Component 1、Component 2 の Sub-Activity2-1, 2-3 及び Component 4 の記載等も参考とすること。

【第 1 期：詳細計画策定調査に関する業務】

(1) 業務計画書の作成・協議

受注者は共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から起算して 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

(2) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定調査の計画を含めた業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第 1 回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第 1 回現地派遣時にキックオフミーティングを開催しモルディブ側関係者に説明を行った後、協議を踏まえて修正したワークプランについて、モルディブ側と合意する。モルディブ側関係者は、JCC のメンバーを収集し、改めて GCF 事業と本事業の関係性の説明を行い、理解を得ること。

(3) 詳細計画策定調査の実施

本事業は二段階計画策定方式を適用している。詳細計画策定に係る業務実施にあたっては、JICA 本部及び JICA モルディブ支所との密な情報共有及び連絡調整を行うこととし、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち JICA 本部及び JICA モルディブ支所と十分な検討と確認を経ることとする。なお、詳細計画策定における具体的な業務内容については以下を参照すること。

また、モルディブの海岸事業に関わる実務者が、以下の特に③～⑥の海岸保全／防護対策の検討プロセスに関与し、OJT 式と一緒に進めていくことが、海岸工学知識や海岸対策の計画設計能力に対する能力向上を図っていく上で最も効果的である。については、モルディブ側関係機関が調査、詳細設計の実施や入札図書の準備を行う中で、雇用されたローカルコンサルタントや、関係機関の技術者等が、現地調査方法および解析、海岸保全／防護工法の計画・設計および施工計画に関する技術等に関する知見を蓄えることができるよう配慮する。

① R/D の改訂

2021 年 7 月 14 日署名 R/D を踏まえ、モルディブ国の状況を確認した上で、R/D 内容（上位目標、目標、成果、活動内容やスケジュール、実施体制等）の再確認と必要に応じた修正、各項目の達成指標や測定方法の検討、環境社会配慮に関する調査を行い、初回現地派遣後 9 か月を目途に R/D 改訂案及び事前評価票案を作成する。R/D 改訂案については JICA も交えて先方と協議の上、最終案を確定させる。なお、R/D 改訂案については、JICA 本部での確認作業の後、JICA 及び先方政府が署名し確認する。

② 事業効果測定のためのベースライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースラインを、履行期間開始後 9 か月以内を目処に検討する。取りまとめた調査結果は、提出する報告書等に記載する。なお、GCF 事業としても複数の指標を設

定しており、本事業の実施中に、中間指標の報告が求められているため、これらの指標と可能な限り重複させることを検討し、効率化を図ること。（GCF 事業として設定している指標については、公開資料 FP Annex11、ジェンダー関連指標については、FP Annex8 を参照）

③ 海岸状況に関するインベントリー調査の実施（成果 1 活動 1-1）

ICZM を策定する上で必要な沿岸域の現状および気候変動に対する沿岸災害リスク等の基本条件の把握を行うため、200 程度の住民島を対象に、まず、既存資料および衛星画像等より異なる地形特性、ハザード特性、社会経済特性、生活環境を持つ島の類型化を行う。これらの情報については、現時点の情報だけでなく、変動推移等の情報も把握する。

その後、各類型化した島の中からいくつかの島を選定し、現地調査を行い、分類化された異なるタイプの島における現状の問題・課題、および気候変動リスクを整理する。主な調査項目は、海岸の現状と海岸リスク（主に現地踏査および簡易的な地形測量の実施より）、および海岸利用状況と海岸管理に対する地域や行政の取り組み状況（主にヒアリング調査より）等とする。浸食や保全や利用といった海岸の状況や、自然条件・外力条件、社会状況等が表形式や地図・グラフ形式で一覧できるようにする。これらの成果は、「インベントリー調査報告書」として纏め、詳細計画策定調査報告書の一部とする。

なお、インベントリー調査は、MECCT 及び関係機関を巻き込んだ OJT として実施することで、彼らの ICZM の考えと実施に対する能力向上を図ること。

④ GCF 事業における海岸保全・防護対策のための詳細調査・基本設計作成支援（成果 1 活動 1-4）

GCF 資金により、Laamu 環礁 Maamendhoo 島における海岸保全対策及び避難エリア創出、同環礁 Fonadhoo 島における海岸保全対策、およびモルディブ政府のコファイナンス事業として実施する Addu 環礁の Meedhoo 島における海岸保全対策と、Laamu 環礁の Gan 島および Isdhoo 島の 2 島における局所海岸防護対策を実施することとなっている。これらのサイトの詳細調査及び基本設計を実施する。

海岸保全対策事業の対象 3 海岸では養浜を用いた保全対策を計画する。養浜の適切な配置計画・設計および養浜後の海浜変化を検討するため、外力および漂砂特性を把握するための現地調査を行う。現地測量の対象地は FP Annex 28-22~25 を参照のこと。なお、季節変動による外力や地形変化がある中での限られた期間内のみでの現地調査では、現象の十分な理解が図れない可能性がある。については、JICA で実施した基礎情報収集・確認調査時から継続的に実施している波浪観測データや海岸モニタリングデータ、活動 1-1 より得られるデータや情報を活用すること。これら詳細調査や衛星画像解析より得られた結果を踏まえ、施工計画および積算を行い、工事のパッケージの基本設計を実施する。（公開資料 FP Annex2 Chapter10 参照）

⑤ 環境社会配慮調査の実施及び EIA 公開手続き支援（成果 1 活動 1-4）

本事業は、ICZM の策定及び、海岸保全・防護対策の基本設計を含むことから、本事業は、JICA 環境ガイドラインに照らして、環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。そのため、詳細計画策定調査の段階で、IEE レベルでの環境社会配慮調査を行う。主な確認内容は以下の通りである。

1. JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からみた代替案の比較検討を

行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行い、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

1) パイロットサイトにおける環境社会影響評価

a. パイロットサイトにおける環境社会影響ベースライン調査（一次データ含む（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。））

b. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

i) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

ii) JICA 環境ガイドラインとの整合性

iii) 関係機関の役割

c. スコーピング結果（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）

d. 環境社会影響予測

e. パイロットサイトにおける環境社会影響評価及び代替案の比較検討（「プロジェクトを実施しない」案を含む）

f. ICZM の計画策定プロセスにおける戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討

g. パイロットサイトにおける緩和策（回避・最小化・代償）

h. 環境社会配慮にかかる管理・モニタリング方針（実施体制、方法、費用、JICA への報告体制含む）

i. GCF 事業にかかる EIA の準備から承認までの実施機関、JICA それぞれの役割、（必要に応じた）能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置

j. ステークホルダー分析の実施と現地ステークホルダーとの協議の開催支援・合意状況・情報公開方針（モルディブ側でのパイロットサイトにかかる EIA 公開方法）、異議申し立て方法

2) EIA や環境許認可の取得・承認状況

3) モルディブにおける環境社会配慮プロセスの継続に向けた、他事業へのフィードバック事項の取り纏め

また、GCF 事業としても、GCF 事業で環境カテゴリ B となっている活動（GCF 事業 Component 1, 2）については、GCF のルールに従い、報告する必要がある。モルディブ政府と JICA 間の Subsidiary Agreement の締結（2022 年第 1～2 四半期頃の見込み）前までにモルディブ側の EIA 公開を了している必要があるため、本詳細計画策定調査において、Component 1 の ICZM 策定にかかる IEE の実施（上述の IEE と同様）、GCF 事業の Component 2 の海岸保全・防護対策実施にかかる ESIA 及び ESMP を取り纏め、モルディブ国政府が EIA 公開手続きを行うための支援を実施する。（公開資料 FP Annex6,7,8 参照）

⑥ GCF 事業における海岸保全・防護対策のための入札図書作成支援（成果 1 活動 1-4）

GCF 事業の詳細設計及び本体のコンサルティングサービスについては、GCF 受託資金を活用して、モルディブ政府（PMU）によって国際調達により選定されるインターナショナルコンサルタント及びローカルコンサルタントが担うこととなっている。受注者は、上記（３）④⑤の検討を踏まえ、PMUによる各パッケージの工事業者に対する入札図書ドラフトの作成の支援を行い、上記コンサルタントに引き継ぐこと。

⑦ Operations Manual 及び Inception Report のドラフト

関係機関と協力し、GCF 事務局に対して提出する Operations Manual（GCF 事業実施後にモルディブ側で実施する中期・長期の O&M 計画）及び Inception Report をドラフトする。Operations Manual 及び Inception Report の様式及び内容は、最新の GCF のガイドラインに従うこと。なお、Operations Manual の作成に際しては、Component 3 の情報についても含める必要があるため、JICA 本部と相談した上で、当該 Component の実施機関である PSM 及び受注コンサルタントからの情報収集を行うこと。

⑧ 海岸浸食メカニズム理解促進に向けた人材育成計画

上記第 6 条（９）の通り、モルディブにおいて、自発的且つ適切な海岸保全対策が実施されるためには、同国内に、海岸侵食・災害の物理的なメカニズムを理解し対策を検討するための体制を構築することが肝要である。そのため、MECCT 及び MNPI に対して、海岸を知るための基礎的素養、全国の海岸対策からどの地域を優先的に取り組むべきかの検討方法、個別事業における便益の検討方法について理解し、開発・海岸保全事業を進めることができる人材を育成することが求められる。先方との協議において、右コア人材の育成が肝要である点の共通認識を持ち、コア人材の育成計画（誰に対して、どういった情報をインプットするか）を策定すること。

（４）GCF 事業に対する実施機関への提案

上述の通り、GCF 事業の進捗管理を行う PMU のメンバーは新たな要員を調達するため、C/P 及び JICA が PMU メンバー調達を行う際の TOR 作成のサポートを実施すること。PMU の構成員は上記第 6 条（５）②参照。その他必要に応じて JICA 及び PMU が準備する GCF 事業にかかる文書作成の支援を行う。

【第 2 期：技術協力事業本体に関する業務内容】

<全体、準備に関する業務>

（１）JCC 開催支援と進捗説明

C/P である MECCT が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、受注者は C/P が行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第 1 回 JCC については、プロジェクト開始 6 か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。JCC においては、Monitoring Sheet を活用し、C/P と手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明し、合意を得ること。

（２）写真・衛星画像の収集

事例研究、報告書、ガイドライン作成用の写真や衛星画像を撮影・取得・収集する。これらの撮影・取得・収集にあたり、特に写真撮影にあたっては、モルディブ側関係者を巻き込み、本事業での活動や、モルディブ側による事業実施のための情報として取得する。そのため、写真が後に活用されるために必要な海岸の現場での撮影方法に

ついて、また、そのような写真や衛星画像の利用や編集方法について、専門的観点からの技術移転を行う。

（３）本邦研修の実施

本プロジェクトでは、C/P への研修を、2022 年度、2023 年度、2024 年度に各 1 回ずつ海岸防災に係る本邦研修を JICA が別途実施する課題別研修に参加する形で実施する予定である。本業務では、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、実施促進専門家、JICA モルディブ支所、モルディブ政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、研修参加者の人選、必要書類の取り付け等、研修員受入に関する支援・調整を行うこと。必要な費用（同行者等旅費（1 年間に 1 回、計 3 回）等、研修員の旅費と研修経費は JICA が負担する）を別見積に含めること。

（４）テクニカルワーキンググループ、セミナー

海岸災害対策及び海岸保全に関する MECCT 内関係部局及びモルディブ国内関係機関を巻き込んだ、テクニカルワーキンググループが設置され、関係機関の連携のもと、本プロジェクトの活動が実施される。同ワーキンググループに対して、適宜、技術的なインプットを行う。また、半年に 1 度にセミナーを行う。プロジェクト期間中、MECCT 以外の機関とも定期的なつながりが継続し、海岸災害対策及び海岸保全のための取り組みが省庁横断的に進む素地を形成することに努めること。

（５）海岸浸食メカニズム理解の涵養と海岸浸食のコア人材育成に向けた技術移転

MECCT 及び MNPI やその他関連機関に対して、海岸を知るための基礎的素養、全国の海岸対策からどの地域を優先的に取り組むべきかの検討方法、個別事業における便益の検討方法について、専門的観点から技術的支援を行うこと。インプットの対象者は、詳細計画策定調査の時点で検討した人材とし、彼らが各省の中の海岸侵食のコア人材となることを念頭に置き、本業務を進める。

（６）Annual Performance Report の作成支援

PMU 及び実施機関と協力し、2023、2024、2025 年の頭にそれぞれ GCF に対して財務状況報告を含む Annual Performance Report を作成し、提出する。内容及び様式は、別途指定される最新の GCF のガイドラインに従う。

（７）GCF 事業に対する実施機関への提案

本事業は、2025 年 9 月までを想定するが、GCF 事業自体は 2028 年 6 月（End term Evaluation 含めて 2028 年 12 月）まで継続される予定である。ついては、2023 年第三四半期～第四四半期の段階で、2025 年 10 月以降に C/P に対して必要と考えられる投入の提案を行う。

（８）業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成

事業開始 1 年後、2 年後、3 年後にそれぞれ業務進捗報告書、及び事業終了約 3 か月前に目標・成果・活動の達成状況、C/P の能力改善状況及び将来に向けての課題を含む業務進捗報告書／業務完了報告書案を作成する。その際、先ずドラフトを JICA 本部へ提出し、内容の承諾を得たうえで、C/P へ説明及び内容に関する協議を実施する。この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、最終版を JICA 本部へ提出する。

(9) GCF 事業における指標のモニター

【第1期：詳細計画策定調査に関する業務】(3)②記載の通り、GCF 事業において設定されている指標のモニタリング及び中間指標の達成状況の確認を行う。

(10) 機材調達の支援

受注者は、本プロジェクトにおいて JICA が調達する以下の機材について、調達にかかる支援を行う。

1. 貸与機材：予定していない。
2. 供与機材：波高・波向計（データ伝送・解析ソフト含む）

調達にかかる支援業務の内容は以下のとおり。なお、入札及び契約手続きは JICA が実施する。

- ア) ①基本的仕様（参考銘柄を含む。）の提案、②参考銘柄の見積価格、③入札図書案（契約書案、輸送・据付の条件等を含む。）の作成と JICA への内容説明
- イ) 入札結果評価報告書（案）の作成
- ウ) 据付作業、試運転結果の確認

<成果ごとの活動に関する業務>

(11) 成果1に関する活動

① 国レベルでの ICZM の基本方針を検討する。（活動1-2）

国レベルの ICZM の基本方針として、ICZM の全体政策的な基本計画（ポリシーペーパー）を策定する。現状、モデルタイプでは沿岸インフラ開発と海岸事業は個別の事業として扱われ、唯一、環境影響評価により、開発事業の是非が手続き上判断されるのみとなっている。ついては、開発事業者側においては、事業計画段階から気候変動影響を踏まえた周辺海岸への影響に対する理解と関心を持つことが肝要である。よって、まずは、MECCT 及び関係機関の間で、海岸事業計画・海岸管理にかかる情報共有・理解促進を図っていく体制を構築し、関係機関同士の役割の明確化を図る。

また、ICZM 基本計画に基づく海岸管理を実現化していくため、国家基本施策や、既存規制や法制度、慣習等をレビューし、これらの既存の枠組を活用して ICZM の理念に反映することを検討する。その上で、既存の枠組への追記修正についても、可能性を検討する。また、地方政府が中央政府の ICZM のポリシーに従うインセンティブの仕組みづくり（補助金、条例、規則等）を検討すること。

右で整理された情報共有体制、活動1-1の島のカテゴリ分け、適応可能性のある既存の法制度等レビュー結果を踏まえ、関係機関と協議し、基本計画を作成する。基本計画には、島レベルで作成する ICZM 計画のフレームワーク（海岸保全計画、リーフ保全計画、土砂管理計画、土地利用計画）を含める。各計画の内容（案）は以下の通り。

- 海岸保全計画：長期的な海浜変化とともに、波や漂砂の動向や季節的変動特性と合わせ、現状の海岸状況や島の位置づけ、今後の開発計画等を踏まえ、気候変動リスクに対する対応と、人々の海岸との関わりの持続的な維持を目指した基本計画。
- リーフ保全計画：リーフの現状の健全度を踏まえ、リーフ環境保全と利用の両立を目指した基本保全計画。
- 土砂管理計画：海岸への土砂供給およびその移動メカニズムを十分把握し、中長期的な島の開発計画および海岸維持に必要な土砂量を踏まえ、海岸侵食をはじめとする新たな海岸環境問題を引き起こさないような土砂取得計画の策定。

- 土地利用計画：バッファーズーンの確保とその機能の増進にかかる計画。各住民島の地形的および社会経済的事情により、十分なバッファーズーンが取れない島や海岸域があるため、バッファーズーンの設定については、防護に対する有効性ととも、それぞれの島の事情を踏まえて検討していく。既存の土地利用計画を踏まえた内容とする。

なお海岸侵食・災害の課題に対しては、その物理的なメカニズムへの理解と、正しい対処法を理解することが肝要である。については、ICZM 基本計画の別冊として、モルディブ国の実際の計画事業等を用いてセクターごとの開発事業に関連した ICZM 計画案の事例集を作成し添付する。事例集の事案は、開発事業による沿岸域への影響のメカニズムやその調査方法、対応策やその物資等の調達方法などの詳細が含まれた計画案を想定する。同計画案の作成にあたっては、実際の計画策定に必要なパブリックコンサルテーションと言った活動は必要とせず、計画の想定と、そのために必要な調査・検討事項を想定としてまとめる。

これらの ICZM の策定に際しては、MECCT 及び MNPI を巻き込んだ OJT として実施することで、彼らの ICZM の考えと実施に対する能力向上を図ること。

② ICZM の基本方針に基づき、管理対象となる住民島（Laamu 環礁 Gan 島、Fonadhoo 島）での ICZM 計画（海岸保全計画、リーフ保全計画、土砂管理計画、土地利用計画）を検討する。（活動 1－3）

活動 1－2 で作成した ICZM 基本計画に基づき、Gan 島および Fonadhoo 島における外力特性、地形特性、現状の海岸およびリーフ状況や島の位置づけ、今後の開発計画等を踏まえ、気候変動リスクに対する対応と、人々の海岸やリーフとの関わりの持続的な維持を目指した、海岸保全計画、リーフ保全計画、土砂管理計画を策定する。

加えて、既存の土地利用計画をレビューし、見直しを検討する。Gan 島、Fonadhoo 島における整備計画には、EPZ（Environment Protected Zone）としての沿岸域におけるバッファーズーンエリアが示されているが、今後の気候変動リスクを踏まえた技術的根拠を踏まえて決められているものではない。また、整備計画上には考慮されていても、このバッファーズーンを遵守されていない箇所も見受けられ、その実効性や運用上の問題がある。については、今後の予測に基づく技術的観点からの EPZ の見直しを行うとともに、その実施・運用に向けた改善の方策を検討する。また EPZ と合わせ、リスクレベルに応じた段階的な防護を図っていくための、陸域における土地利用上の強靱化対策を検討する。

具体的な島レベルの ICZM 計画については、特定の海岸に対して、なぜその対策を選択する必要があるのかを明確化することが肝要である。については、ICZM 計画の中には、海岸状況、防護対策に加えて、その対策の理由、関係者間のコンサルテーション手法等を、国レベルの ICZM 計画の別添に記載されている事例を参照しつつ、記載する。

これらの取り組みを実施していく上で必要な島レベルの諸制度・条例の検討を実施し、その施行化に向けた支援を島政府と連携し実施する。これらの成果は、「ICZM ガイドライン（実践編）」として纏める。なお、同活動を実施する際には、MECCT 及び Atoll Council を巻き込んだ OJT として実施することで、彼らの ICZM の考えと実施に対する能力向上を図ること。また、策定された島レベルの ICZM 計画を踏まえて、適宜 ICZM 基本計画の見直しを行うこと。

前述の通り、海岸保全・開発を行う民間事業者は、基本的に観光などの商業目的で事業を行っているため、事業対象域の海岸維持管理に注目しており、当該事業による

周辺地域への環境影響を充分考慮できていない。については、島レベルの ICZM 計画の策定に際して、対象地において開発事業等を実施する民間事業者・関係者とも協議を行い、商業セクターにおいても環境影響を考慮した ICZM の実施が促されるよう、体制づくりを行う必要がある。

③ ICZM に関する能力向上及び ICZM の国内の水平展開を図るためのセミナーを開催する。(活動 1-5)

策定した国レベルおよび島レベルの ICZM の「モ」国内の水平展開を図るべく、幅広い情報共有と基本理解を促進するためのセミナーを定期的で開催する。現状想定されるセミナーの内容は以下の通り。また、効果的な水平展開に向けて、セミナーには、対象の環礁や島だけではなく、関心のある環礁・島からも招へいすることを検討する。

必要な費用(計 4 回、各回 20 名程度)は本見積書に含めること。

主な目的	想定する対象者
国レベルの ICZM 策定に関わる意見交換	MECCT, MNPI, LGA, NDMA, MMS
島レベルの ICZM 策定に関わる意見交換	Atoll Council, NGO, Community
策定した ICZM の中央行政側への情報共有と基本理解の促進	MECCT, MNPI, LGA, NDMA, MMS
策定した ICZM の島行政側への情報共有と基本理解の促進	Atoll Council, NGO, Community

(12) 成果 2 に関する活動

① ICZM の対象となる住民島(Laamu 環礁 Maamendhoo 島、Fonadhoo 島、Gan 島、Ishdhoo 島、Addu 環礁 Meedhoo 島)において、順応的管理構築に向けた具体的取り組み方法・体制・運営に関する検討を行い、関係者間の合意形成を図る。(活動 2-1)

GCF 事業の Component 2 の海岸保全・防護対策事業において養浜した砂は、一般的には襲来する波に応じた海浜変形を繰り返しながら徐々に減少していく。長期的かつ持続的な海岸維持を図っていくためには、海岸状況に応じて追加の砂投入等の順応的管理が必要となる。そのため、養浜後の海岸状況をモニタリング・評価し、適切な対応を順応的に講じていく循環管理システムを確立する。

② ICZM の対象となる住民島において、地域主導型海岸管理の構築に向けた具体的取り組み方法・体制・運営に関する検討を行い、関係者間の合意形成を図る。(活動 2-2)

良好な海岸利用と海岸環境を維持していくための日常的な海岸維持管理は、実際に海岸を利用する地域住民(NGO 含む)が自主的に取り組んでいくことが、持続性の観点からも望ましい。養浜実施海岸において、事業を通じて住民の自主性に基づく日常海岸維持管理活動が促進される体制構築を行う。住民が自主的に海岸維持管理にかかわるためには、住民が当該砂浜に関心を持ち、オーナーシップを持つことにより、日々の海岸の変化を把握するようにすることが肝要。オーナーシップの醸成により住民による砂(養浜やストック)の不法採取の防止等の効果も狙うことが期待される。

住民が主導的に行う日常海岸維持管理活動として、以下のような活動項目が想定さ

れる。

- ・海岸清掃
- ・海岸利用に関する規制遵守、自主管理
- ・海岸アメニティー向上のための整備
- ・海浜変化状況に関するモニタリング、関連機関への情報提供
- ・住民レベルで対応可能な海岸整形の実施（必要に応じて）

また、これらの日常管理を実施していく上で、行政側からの資金支援の実現化、仕組み等についても、必要に応じて検討・実施する。

③ ICZM の対象となる住民島において、海岸維持管理に関わる住民教育、広報活動を実施する。（活動 2－3）

活動 2－1、2－2 の順応的管理、及び住民主導型の日常維持管理の持続的運用のためには、これらの海岸維持管理の必要性・重要性を、関連する島行政機関および地域住民双方とも十分理解した上で、行動につなげていく必要がある。そのための島行政機関の関係者の能力向上、および地域住民に対する教育、啓発活動による海岸保全および海岸維持管理に関する意識向上、それによる自主的な活動支援を行う。島の行政機関関係者に対する順応的管理手法に関する能力向上は、GCF 事業で実施した養浜後の実際の順応管理を実施していく中で、OJT により実施する。地域住民に対する具体的な住民教育、啓発・行動活動としては、以下のようなプログラムの実施を想定する。

- ・教育機関との連携による小中学校での海岸環境教育の継続実施
- ・海岸環境保全環境に関わる各種啓発イベントの開催
- ・海岸状況や理解向上のための定期的な情報交換会の開催

またこれらの海岸維持管理活動の他島への水平展開を図るために、以下の取り組みを合わせて行う。

- ・他島の島行政機関関係者や住民・NGO 代表を招いての現場見学会およびセミナー開催
- ・本活動の取り組みを紹介するパンフレット等の作成および他島への配布

（13）成果 3 に関する活動

① 波浪観測システム構築の前提条件の確認、検討（活動 3－1）

地殻変動等の地盤側の変動の状況についての情報を確認する。観測システムの構築については、本観測が本事業のみを目的としたものになってしまう場合、持続性が失われるほか、事業毎に観測システム・体制が構築されてしまう可能性がある。このため、国全体の観測が将来的にどのように行われるべきかについて、基本計画の検討を行う。

② 波浪観測システムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営・モニタリング体制の確立を行う。（活動 3－1）

北部・中部・南部エリアの代表 3 地点において、波浪と海水位の長期定点観測システムを構築する。設定する 3 地点としては、システムの運用・管理を担うことが想定される気象局の水位観測・管理事務所が存在する Hanimaadhoo（北部）、Male（中部）、および Addu 環礁の Gan 島（南部）を想定するが、活動 1－1 のインベントリ一の結果も踏まえ、またモンスーンの影響も考慮し、今後の ICZM や開発事業に必要な基礎的なデータが蓄積されるように検討を行うこと。その他、ラグーン内外の水位

差やそれによる潮流など、メカニズムを理解する上で必要な情報で、既存の観測の有無について確認する。

その後、データ取得と解析、活用に関して、マニュアルに纏め、MMS 及び関係機関に対する技術移転・能力向上を実施する。

- ③ 衛星画像および UAV 技術を活用した、海岸・リーフ・土地利用モニタリングシステムを構築し、解析・データ利用に関する技術移転および運営体制の確立を行う。
(活動 3-2)

長期的な海岸・リーフの変化および土地利用の変遷をマクロ的に把握するために、衛星画像を活用したモニタリングシステムを構築する。住民島の衛星画像を数年毎に購入し、汀線変化、リーフ変化、および土地整備状況に関する情報を抽出する。加えて、無償乃至は最小限の有償で得られるデータによって情報集積・分析を行う手法を検討すること。また、モニタリング対象とする住民島は、各島の地形特性や社会経済面からの重要度、および衛星画像の購入に掛かる予算等を踏まえ、決定する。抽出した情報は、GIS 上に一元化し、データ形式の共通化を図る。MMS、MECCT 及び関係機関で活用できるように、データ共有化を図る。

加えて、UAV を用いての海岸やリーフの空中画像を撮影し、それを 3D 点群データに変換し、目的に応じて必要な情報を取り出す、モニタリング体制を構築する。持続的なモニタリングのため、既存のモルディブの観測手法を組み合わせた現実的な体制を検討すること。これらのデータ取得と解析、活用に関して、マニュアルに纏め、MMS 及び関係機関に対する技術移転・能力向上を実施する。

第 8 条 報告書等

(1) 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：電子データ、3 部
ワークプラン	業務開始から約 3 ヶ月後	英文：電子データ、3 部
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 カ月ごと	各 Monitoring Sheet につき 英文 3 部
詳細計画策定調査報告書(第 7 条【詳細計画策定調査に関する業務】(3)①~⑥を含む)	業務開始から 9 か月以内	和文・英文 各 5 部
プロジェクト業務進捗報告書 (1 年次、2 年次、3 年次)	事業開始後 1 年後、2 年後、3 年後	和文・英文 各 5 部及び電子データ(メール等による送付)
業務完了報告書(全体)	プロジェクト終了時 提出期限:2025 年 10 月 17 日	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

受注者が直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ① ICZM基本計画（各島レベルのICZM策定ガイドライン（海岸保全計画、リーフ保全計画、土砂管理計画、土地利用計画）含む）、対象島におけるICZM計画
- ② 順応的管理・日常維持管理のガイドライン、住民向けの広報資料
- ③ GCF事業のComponent 2において実施する海岸保全・防護対策の基本設計及びESIA、EMSP、入札図書
- ④ 海岸保全・防護対策の工法にかかるマニュアル
- ⑤ 波浪モニタリングの計画・施策の実施マニュアル
- ⑥ GCFに対して提出する Operations Manual、Inception Report、Annual Performance Report

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真（あれば）

ウ 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

第1期（詳細計画策定調査）：2021年10月～2022年7月

第2期（本体業務）：2022年7月～2025年10月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約82人月（現地70人月、国内12人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/地域開発計画（1号）
- ② 海岸保全計画／統合沿岸域管理（ICZM）（3号）
- ③ 海岸工学／海浜変化解析
- ④ 海岸維持管理／海岸モニタリング
- ⑤ 海洋調査／測量
- ⑥ 施設設計及び施工計画／積算
- ⑦ 波浪観測システム
- ⑧ リーフ環境計画
- ⑨ 法制度／組織運営
- ⑩ 人材育成／研修計画
- ⑪ 環境社会配慮／合意形成／ジェンダー
- ⑫ 衛星画像解析／GIS

※上記②～⑫のうち1名が、GCF制度を兼ねること。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を可とします。

- 海岸域で発生している不法占拠、乱開発、構造物被害などの現状調査や、既存法令、規則、組織や法体系などに関する情報収集
- 海洋モニタリング機材の設置運用
- 標定点測量
- 環境社会配慮調査にかかるステークホルダー協議（実施機関及びNGO、コミュニティ約20名を対象、詳細計画策定段階の計5回分）

(4) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

- プロジェクト要請書
- 基本計画策定結果（署名済み基本計画策定調査 M/M（R/D案を含む）含む）
- 署名済み R/D

2) 公開資料

- GCF 受託事業“Building Climate Resilient Safer Islands in the Maldives”
Funding Proposal のうち公開資料

(URL: <https://www.greenclimate.fund/document/gcf-b29-02-add01>)

3) 貸与資料

- 「強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・
確認調査」ドラフト・ファイナル・レポート

貸与順番は先着順とします。

貸与場所：JICA本部（JICA本部への往訪が困難である場合は郵送します）

返却場所：JICA本部（JICA本部への往訪が困難である場合は郵送にて返却ください）

貸与期間：1週間

※往訪による貸与、郵送による貸与いずれの場合も以下にご連絡ください。

JICA地球環境部防災グループ 担当：増田 Masuda.Kotomi@jica.go.jp

(5) 対象国の便宜供与

2021年7月14日署名R/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。また、上述の通り、GCF事業（2022年開始予定）の中で、GCF事業のComponent2の進捗管理を行うPMUのメンバーが雇用される予定であり、彼らと協働した事業実施が求められる。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAモルディブ支所、在モルディブ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAモルディブ支所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。